

平成26年度第1回宇治市個人情報保護審議会会議録

会議名	平成26年度 第1回 宇治市個人情報保護審議会
日時	平成26年7月3日(木) 午後2時00分～3時10分
場所	宇治市役所 6階 602会議室
出席者	(委員) 松岡会長 居波委員 近藤委員 鈴木委員 吉田委員 (事務局) 本城次長 松井主幹 脇本主事 吉野主事 (傍聴者) 1名
<p>平成26年度第1回宇治市個人情報保護審議会の開会に先立ち、副市長から各委員へ委嘱状の交付等が行われた。</p> <p>(1) 副市長から各委員へ委嘱状が交付された。</p> <p>(2) 事務局から、欠席の池田委員・市川委員・大杉委員については、委員就任の承諾を得ていることの説明が行われた。</p> <p>(3) 副市長から挨拶が行われた。</p> <p>(4) 各委員から自己紹介が行われた。</p> <p>(5) 事務局から事務局員の紹介が行われた。</p> <p>その後、会長の選出及び職務代理者の指名を行った。</p> <p>(1) 会長の選出 委員の互選により、松岡委員が会長となった。会長から就任にあたっての挨拶が行われた。</p> <p>(2) 職務代理者の指名 会長は、市川委員の帰国後は市川委員を、それまでは池田委員を指名したが、両委員とも欠席であったため、意向を確認することとなった。</p> <p>1 開会</p> <p>2 本日の予定及び資料の説明について(事務局)</p> <p>(1) 本日の予定について(事務局)</p> <p>ア 平成25年度個人情報保護制度運用状況について(報告事項)</p> <p>イ (仮称)宇治市空き家等の適正管理に関する条例について(報告事項)</p> <p>(2) 資料説明(事務局)</p> <p>事務局から、平成25年度個人情報保護制度運用状況及び(仮称)宇治市空き家等の適正管理に関する条例についての資料の説明が行われた。</p>	

3 報告事項 平成25年度個人情報保護制度運用状況について

(1) 事務局から、平成25年度個人情報保護制度運用状況について、説明が行われた。

(2) 質疑応答

(会 長) ただいまの事務局の説明について、意見や質問はあるか。

(委 員) 外郭団体について、一昨年度は開示等の請求があったのか。

(事務局) 平成24年度もなかった。

(委 員) 印鑑登録証明書や住民票の交付申請書の開示請求は、自分の知らないうちに勝手に交付申請されていないか、不正行使の形跡がないかを確認したいということなので、開示請求者からすると不存在が一番安心する結果である。

(委 員) 決定単位の9番について、免許証などを不開示としているが、これは代理人の物か。

(事務局) そうである。これは債権者から住民票の交付申請があったケースで、債権者であることの証明とともに、社員であることの証明と社員の本人確認を行っている。

(委 員) 決定単位の2番について、個人の生年月日を不開示としているが、これも代理人のものか。

(事務局) そうである。これは委任状を持った代理人が住民票の交付申請に来られたケースで、代理人の生年月日は委任状に書いておらず、第三者の個人情報として不開示であった。

(委 員) 外郭団体は何団体あるのか。

(事務局) 社会福祉法人宇治市社会福祉協議会、宇治市土地開発公社、一般財団法人宇治廃棄物処理公社、公益財団法人宇治市文化センター、公益財団法人宇治市公園公社、一般財団法人宇治市霊園公社、一般財団法人宇治市福祉サービス公社、公益財団法人宇治市野外活動センターの8団体である。

(委 員) これらの開示請求は、すべて市あてに来たのか。

(事務局) 実施機関名に市長と書いているものはそうである。決定単位の5番のみ、公営企業管理者となっている。

(委 員) 決定単位の21番は、職員採用試験の結果を教えてほしいということか。

(事務局) そうである。採用試験の順位や得点については、通常簡易開示しているが、開示期間外に開示を希望されたため、個人情報保護条例上の開示制度に乗せて開示を行った。

(会 長) よろしいか。それでは本件の報告事項についての質問はこれで終了する。

4 報告事項 (仮称) 宇治市空き家等の適正管理に関する条例について

(1) 実施機関から、(仮称) 宇治市空き家等の適正管理に関する条例について、説明が行われた。

(2) 質疑応答

(会 長) 空き家が適正に管理されていない場合において、段階を設けて助言・指導・勧告・措置命令・公表・代執行を行い、安全確保・措置をとるということだが、本審議会に報告されたのは、その前段階の所有者の調査についてである。

誰が空き家を管理・所有しているのかわからない場合、まずは不動産登記を調べるのがひとつである。市が管理している情報からであれば、住民基本台帳がある。このふたつは問題なく活用できるということだが、もうひとつ検討されているのは、税務情報である。税務情報のうち、活用を考えているのは納税額ではなく、税法上誰が納税者・所有者として扱われているかということである。

(実施機関) あくまで所有者の氏名や連絡先の情報を活用させていただくという形である。

(委 員) 何が空き家か調査するとき、電気、ガス、水道の使用量が役に立つ。これらに対して調査するには、何か根拠がなければならない。

(実施機関) 条例制定すれば、法令の根拠があるということで、住基上の情報も条例根拠で調査できることになり、少し広い範囲での調査が可能になると思う。今の意見についても、研究していきたい。

(委 員) 資料1ページの「背景・本市の状況等」で触れているが、国において法制化されそうなのか。法制化されれば、条例より法律の方が上のため、よほど事細かに決めない限り、条例はあまりいらなくなってしまいう可能性がある。

(実施機関) 国の法制化の動きも、昨年12月の臨時国会頃から出ているが、法制化には至らず、今回の通常国会に乗せていくというニュースもあったが、結局これも法制化には至らず、秋の臨時国会になってしまっており、どこまで進んでいくのかわかりづらいところがある。

(委 員) 税情報の活用が法律で決められていれば、法令に基づく調査権なので、条例で定める必要はなくなる。

(委 員) 国が言っているのは、空き家の有効活用ではないか。そうすると、空き家に対する不安の解消とはずれれると思う。

(実施機関) 市民からは、適正管理されていない空き家に対する不安感を解消してほしいという意見が多い。

(委 員) 実際に宇治市の空き家の軒数がどれくらいあるか、わかるか。

(実施機関) わからない。5年に1回の住宅土地統計調査に空き家という区分があり、軒数があがっては来るが、これには適正管理されていない空き家だけでなく、賃貸用の空き家等も含まれている。平成20年の統計調査では、7,670戸の空き家があり、全住戸の約1割であるが、適正管理されていない空き家というところまでは調査されておらず、何軒というのはなかなか出てこない。

(委員) こうした議論のきっかけになったのはごみ屋敷問題であるが、そのような相談もあるか。

(実施機関) 宇治市の場合、ごみ屋敷の相談はあまりない。空き家の塀が崩れそうであったり、扉が開けっ放しで防犯上問題があるといった相談が多い。

(委員) 平成25年4月時点で211の自治体において制定、施行されているということであるが、内容は今回の宇治市の骨子と同じようなものなのか。

(実施機関) すべてではないが、適正に管理されていない空き家をなんとかしたいというところからスタートしている。確かに、空き家をどう活用していくか、空き家を生まないために何かをするなど、そういう方向に広げている条例もある。近隣では、京都市がまちづくりも含めた幅広い空き家対策条例を作っている。それぞれ自治体の性格や大きさによっても変わってくる。

(委員) 個人の資産なので難しいが、市民感覚としては放置して荒れ果てる前の、まだ所有者がわかっているときに、話し合うことができないかと思う。

(委員) 古い町になると、子供が育って老夫婦だけになり、その老夫婦が亡くなって遺産分割がなかなかできず、空き家になるというケースが結構ある。

(委員) 荒れ果てるまで待って、税金を投入して処理するまでに、何か方策がないかと思う。

(委員) 荒れ果てるまでは要件になっていないので、おそれをどこまでみるのかによる。例えば、建物自体は問題がなくても、草が生い茂って虫がわいているという場合は、管理が十分でないとして対応することは可能だと思う。

(実施機関) 樹木が生い茂っているという相談はよくある。

(委員) 夜中に暴走族が出入りしているというような事例もあるか。

(実施機関) そこまではない。以前に、子供が出入りして危ないという相談はあった。

(会長) 他に何か質問や意見はあるか。

(委員) 資料の4ページに助言・指導とあるが、例えば、相談窓口を設けるというようなことではないのか。

(実施機関) 実際に空き家が管理不全な状態になったままの方に対し、こちらから現在の空き家の状態を伝え、こういうところで相談されてはどうかとアドバイス等を行うという意味である。あくまで調査の結果、管理不全な空き家の所有者に対しての助言である。

(委員) 仮に、「もうこの家はいらないので、寄付したい」という相談も受け付けられないことか。

(実施機関) 市の責務でいう支援が、そういうアドバイスも含めての支援になるのかである。

(委員) こういう助言や指導を行った結果、相手方がなんとかしたいけれどもお金がないからどうにもできないというケースもありえる。

(委員) 家を壊すのにもお金がかかる。

- (委員) そうしたこと込みで、家を寄付したいという話を聞いたことがある。
- (委員) 相続税が高い場合、お金で納められないので物納したいということはある。
- (委員) 税務情報の話があったが、税金を払っていない人は多いのか。
- (委員) それはわからない。今回この条例が実施されれば、所有者を特定するために税務情報上の住所や連絡先を使うことは、かろうじて可能かと思うが、税金を滞納しているかということは個人情報であり、この目的では使えない。
- (実施機関) 税については地方税法で守秘義務が決まっており、そうした情報はなかなか利用できない。
- (委員) 例えば、個人を特定しない形での統計数字なら可能性はあるが、そのような統計をとっているかはわからない。
- (実施機関) 空き家と滞納者を連動させた統計は難しい。そもそも、空き家の定義が難しい。
- (委員) 将来的には街の活性化をどうするという含めて、空き家を活かすというところとうまくリンクできるようになれば良い。
- (実施機関) 京都市の京町屋のように、それ自体に価値があるような空き家であれば、活用されている例も聞いている。
- (委員) 一般的には、難しい問題がある。財産権の行使・不行使は、財産権者の自由で、憲法上の保障の問題もあり、有効活用するよう義務付けて命令することは、基本的にはできない。方針を決めて限定し、個人の自由を上回るだけの利益がはっきりあるというような場合には、可能なのかもしれない。これも「可能なのかもしれない」程度であり、検討する必要があると思うが、ハードルは高い印象がある。
- (委員) NPO法人では、活動の場がないことが多い。そうした空き家活用で、自分たちの手で直して活動をするということはある得る。あちこちで心ある大家さんをつなぐ何かがないかをお願いしている。
- (委員) それは別途、NPO法人にするべき話かもしれない。国や地方自治体の権力を背景にするのはなかなか難しいかもしれない。
- (会長) よろしいか。それでは本件の報告事項についての質問はこれで終了する。

5 その他連絡事項等について

本日報告した(仮称)宇治市空き家等の適正管理に関する条例を、宇治市議会9月定例会で提案する予定であり、その頃に再度、審議会を開催する予定である。

6 閉会

(会長署名)